

米国国立公文書館における 第一次世界大戦時食糧庁の記録群

— 銃後の「食糧保存運動」研究のための史料分析の事例として —

崎 山 み き

【要 旨】

本稿では米国国立公文書館にRG4の登録番号において現在に至るまで保存されている、第一次世界大戦時アメリカの食糧庁の記録群の管理の歴史をたどるものである。目的は、筆者の研究対象である食糧統制下で行われた銃後の女性たちによる食を通じた戦時協力である食糧保存（food conservation）運動の史料収集・分析のためである。今日のアメリカでは史資料のデジタル化が進んでいるため、食糧保存運動に関する史料もウェブ上で入手可能なものも多い。一方でアーカイブズ学的な側面からの史料に関する基礎知識を持たずに個別のデジタル史料を見ても、研究対象とする事象の背景にある大きな歴史の文脈がみえてこないという問題があった。そこで本稿では同記録群の管理の歴史——設立されて間もない国立公文書館による食糧庁文書の受入から分類、その検索手段である『合衆国食糧庁記録群の予備インベントリ1917-1920年：本部機構パート1』が採用されるまで——の過程と同書の編成・記述内容をたどり、そこで得た知見から食糧政策全体を理解した上で、食糧保存運動の位置づけについて論じる。分析手法は同書の編成・記述から食糧庁本部事務所の組織の全容を理解し、記録の階層構造を明らかにすることで女性たちによる食糧保存運動に関する記録を特定する。その上で食糧保存運動が食糧政策全体のなかで果たした役割について分析する。

【目 次】

はじめに

1. 米国国立公文書館の設立から食糧庁の文書の受け入れまで
 - (1) 米国国立公文書館の設立の経緯
 - (2) 同公文書館内部の組織と分類部の業務
 - (3) 食糧庁の文書の受け入れ
2. 同公文書館における食糧庁の文書の整理
 - (1) 模索される食糧庁文書の整理方法と検索手段としての『予備インベントリ』
 - (2) 『食糧庁本部の予備インベントリ』の概要
 - (3) 『食糧庁本部の予備インベントリ』による食糧庁記録
3. 食糧庁本部の記録群における食糧保存運動の記録
 - (1) 「家庭における保存部」と「学校と単科大学部」の記録
 - (2) 「教育部」の記録

（3）分類部員は食糧保存運動をどのようにみていたのか
おわりに

はじめに

（1）本研究の課題

本稿は、米国国立公文書館所蔵のアーカイブズのなかから第一次世界大戦時のアメリカ合衆国の食糧庁（United States Food Administration, 略称はUSFA）の記録群（Record Group 4, 略称は「RG4」）の管理の歴史をたどるものである。具体的には1936年から1939年に行われた食糧庁の文書の分類（classification）業務に焦点をあて、アーカイブズの構造を明らかにするものである。目的は筆者の研究対象である第一次世界大戦時の銃後の女性たちによる「食糧保存」（food conservation）運動に関する記録の、食糧庁記録群のなかでの位置づけを知り、歴史的な価値を検討するためである。

昨今の日本におけるアメリカ史研究の史料収集についての研究は、デジタル史料についての研究が主流であり、アーカイブズ学の観点からの研究は見られない¹⁾。アメリカ史の史料は政府刊行文書や議事録をはじめとしてデジタル化されているものも多く、日本でアメリカ史研究をしている者にとっては欠かせない史料収集方法である²⁾。筆者も自身の研究テーマである食糧保存運動や食糧庁についてのデジタル史料を収集してきた。一方で、インターネットで入手したそれら個別の史料をみるだけでは史料の全体像が見えて来ず、その結果、小さな事象の背景にある大きな歴史の文脈がつかめないという問題点があった。これらのことが本研究に取り組む理由である。

（2）食糧庁と食糧保存運動について

ここでは食糧庁と、そのもとで行われた食糧保存運動について概要を説明する。食糧庁とは第一次世界大戦下のアメリカ合衆国における食糧統制のための戦時政府機関であり、1917年8月に可決された食糧・燃料管理法を法的な根拠とする。連邦政府全体における食糧庁長官には、ウィルソン大統領によりハーバート・



図1 食糧保存を呼びかけるポスター

- 1) アメリカ史研究とデジタル史料に関する研究例は以下の通りである。梅崎透「第Ⅲ部 資料編 第2章 アメリカ史研究のデジタル化 オンライン情報の活用のために」有賀夏紀・紀平英作・油井大太郎編『アメリカ史研究入門』1版2刷、山川出版社、2012年、352-66頁。；小田悠生「アメリカ史研究におけるデジタル情報資源の現在 〈特集〉デジタルヒューマニティーズとアメリカ研究」『立教アメリカン・スタディーズ』40巻、2018年、33-56頁。
- 2) 例えばハチ・トラスト・デジタルライブラリーでは提携する全米の大学図書館を中心としたデジタル化された収蔵文献を横断的に検索し閲覧することが可能である。
<https://www.hathitrust.org/>、2022年8月19日閲覧。

フーヴァーが任命された。食糧保存運動とは食糧庁の政策のもと、特定の食材（小麦、砂糖、牛豚肉、動物の油脂類）の消費削減について自主的に協力するよう、主として家庭での料理づくりを担う主婦を中心とした女性に呼びかけられたキャンペーンである。同運動下では“Food Will Win the War”のスローガンのもとに飢餓に苦しむフランスやベルギーなどのヨーロッパの連合国や中立国の市民への食糧支援のためとして女性たちに向けて代用食材を使用した料理や、食材の廃棄を防止することを目的とした瓶詰・缶詰などの保存料理づくりの実演や、学校教育を通じた料理の教育が行われた³⁾。また食糧保存の教育は、ポスターや新聞・雑誌、料理書等の印刷媒体を通しても行われた（図1はパンに使用する小麦の消費節約のため、女性たちにコーン等の代用食材を使用した主食づくりを推奨するものである）⁴⁾。

食糧庁の記録群は現在、RG4の登録番号のもと、同公文書館にて保管されている⁵⁾。食糧保存運動に関する記録には特定食材の消費の節約を呼びかける色彩鮮やかなポスターや、食糧庁のバッジを付したユニフォームを着用した女性たちにより、各地で行われた食糧保存運動の普及活動の写真、また食糧庁長官に宛て食糧保存運動への協力を、主婦を中心とした女性に誓約させた「誓約カード」(Pledge Card)、協力することを窓に貼付し公言する「ウィンドウ・カード」(Window Card) など特徴ある史料が数多く保存されている（図2の星条旗の図柄を小麦の穂でとり囲んだ食糧庁のマークは、食糧保存運動を象徴するものとして印刷媒体やバッジ等を通して使用された）⁶⁾。一方で女性の戦時協力に関する研究は赤十字軍への従軍看護婦の研究が主流で、銃後の女性——とりわけ家庭における女性について

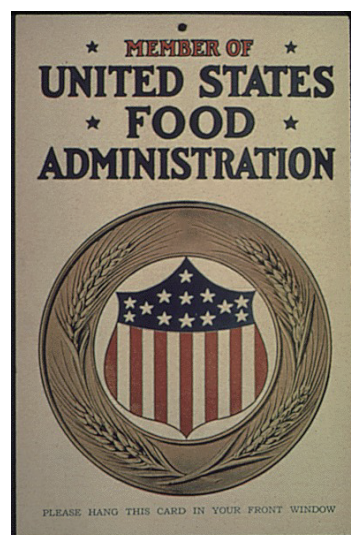


図2 ウィンドウ・カード

- 3) 「食糧保存運動」については以下の先行研究を参考にした。

Helen Zoe Veit, *Modern Food, Moral Food: Self Control, Science, and the Rise of Modern American Eating in the Early Twentieth Century* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 2013).

- 4) 図1は米国国立公文書館のRG4における「教育部」の記録のなかの第一次世界大戦期のポスターとしてウェブ上で公開されている。

U.S. Food Administration, Educational Division, Advertising Section, “Corn. The Food of the Nation Serve Some Way Every Meal. Appetizing, Nourishing, Economical,” in *World War I Posters, 1917-1919*, RG4, NARA, <https://catalog.archives.gov/id/512532> (accessed, August 21, 2022).

- 5) 現在のRG4の所蔵量については米国国立公文書館のホームページに掲載されている。

National Archives and Records Administration, “Guide to Federal Records, Record Group 001 to Record Group100,” <https://www.archives.gov/research/guide-fed-records/index-numeric/001-to-100.html> (accessed, August 21, 2022).

- 6) 現在保存されているRG4の記録と図2については米国国立公文書館のウェブ上で公開されている。
National Archives and Records Administration, “Records of the U.S. Food Administration, 1917-1920,” <https://catalog.archives.gov/id/333> (accessed, August 19, 2022); U.S. Food Administration, Educational Division, Advertising Section, “Member of the United States Food Administration. Please Hang This Card in Your Front Window,” in *World War I Posters, 1917-1919*, RG4, NARA, <https://catalog.archives.gov/id/512510> (accessed, August 19, 2022).

——の研究例は少ないことから、食を通じた戦争協力である同運動に分析の余地があるのではないかと考えられる。

（3）米国国立公文書館についての先行研究

日本においてアメリカ史とアーカイブズ学との懸け橋になるような研究例は、筆者のようなアーカイブズ学の初学者が参考にしたいと探したところ、少ないようである。そのようななか、小川千代子と小出いづみは記録を管理・提供する側（米国国立公文書館や日本の国立公文書館等、日米のアーカイブズ関係者）と利用する側（日米の歴史学研究者、社会学研究者等）が一同に会し、それぞれの立場から3日間にわたって行った討論を文献としてまとめている⁷⁾。同書のなかでは日本におけるアメリカ史の研究者である大津留（北川）智恵子と小檜山ルイの2名により、それぞれが自身の研究を通して史料を利用する立場から、アメリカのアーカイブズ環境と日本との違い、そして日本が今後改善すべき課題について論じている。本書では日米双方における史料を提供する側と利用する側の立場から、学問領域の垣根を越えた活発な意見交換が行われていることに意義がある。

米国国立公文書館についての研究では、歴史学とアーカイブズ学との双方の視点から、同公文書館の記録管理の仕組みについて沖縄の戦史研究のための史料収集を目的とした国務省記録の分析を事例として実証的に論じた、仲本和彦の研究がある⁸⁾。また坂口貴弘は同公文書館における記録の管理の手法、例えば文書の整理方法や記録の評価選別方法がどのような過程を経て変遷し、最終的に独自の手法を確立するに至ったのかを『米国国立公文書館年報』を一次史料として分析している⁹⁾。

仲本の研究は事例をもとに歴史分析のための史料収集の実践的な情報を提供しているが、筆者が習得したいアーカイブズ学の基本的な情報が不足している。坂口の研究は同公文書館で整理方法が模索され、分類・目録に代わる検索手段が発案されるまでの過程を論じたものである。同氏の研究はアーカイブズ学に基づいた科学的な記録の管理方法の変遷を明らかにしている一方で、具体的に検索手段の内容がどのようなものなのか、また記録がどのような歴史的意義をもつのか、それらを歴史研究にどのように活かすのかという視点からは論じられていない。本研究では両氏による研究を踏まえながら食糧庁の記録群を事例としてアーカイブズ学の基本的な知識を背景に、アメリカ史研究にこれら記録をどのように活かすのかという視点を採り入れていきたい。

（4）本稿の構成

第1節では米国国立公文書館の設立の経緯から内部組織と職務を遂行する人材、とりわけ分類部と同部員について、また食糧庁の文書の受け入れまでを論じる。第2節では米国国立公文

7) 小川千代子、小出いづみ編『アーカイブへのアクセス—日本の経験、アメリカの経験・日米アーカイブセミナー 2007の記録』日外アソシエーツ、2008年。

8) 仲本和彦『研究者のためのアメリカ国立公文書館徹底ガイド』凱風社、2008年。

9) 坂口貴弘『アーカイブズと文書管理 米国型記録管理システムの形成と日本』勉誠出版、2016年。なお本稿では以下の章を中心に参考とした。「第3章 米国国立公文書館における検索手段の誕生：文書整理法との関係を中心に」；「第4章 米国連邦政府における文書選別処分システムの確立」。

書館の分類部にて食糧庁文書の整理方法が模索されるなか検索手段 (Finding Aids) として『予備インベントリ』 (Preliminary Inventory) が採用された過程を追い、同書の内容から食糧庁本部事務所における食糧庁記録群の概要と階層構造を明らかにする。第3節では食糧庁本部事務所の記録のなかから食糧保存運動に関する記録を特定しその概要と階層構造について明らかにする。その上で食糧保存運動の歴史的意義について分析する。本研究では同時代に米国国立公文書館より発行された第1回から第5回の『米国国立公文書館年報』¹⁰⁾ (以降、『公文書館年報』と略する。対象年度は1934-35会計年度から1938-39会計年度。一会計年度は7月1日から翌年の6月30日まで)、また1943年に米国国立公文書館から発行された食糧庁本部機構の記録の検索手段である『合衆国食糧庁記録群の予備インベントリ1917-1920年:本部機構パート1』¹¹⁾ (以降、『食糧庁本部の予備インベントリ』と略する)、また米国国立公文書館の分類部員による論文¹²⁾ を一次史料として使用する。

(5) 用語の定義

「米国国立公文書館」の現在の正式名称は「国立公文書記録管理庁」 (National Archives and Records Administration, 略称はNARA) であり、1934年の同館設立当初の名称 (The National Archives) とは異なるが、本稿では時期を問わず「米国国立公文書館」を使用する¹³⁾。デジタル史料の定義については、文献や印刷物、写真などによるオリジナルをデジタル化したものを指す。

1. 米国国立公文書館の設立から食糧庁の文書の受け入れまで

ここでは、米国国立公文書館の設立の経緯と同公文書館の内部組織を明らかにし、組織において職員としてどのような人材が求められていたのか、そのなかでも食糧庁の文書の整理を担当した分類部の職員は、職務遂行上どのような資質をもっていたのか分析する。また食糧庁の文書が受け入れられるまでの過程について明らかにする。

(1) 米国国立公文書館の設立の経緯

ヨーロッパの国々と比較し、国家による重要文書の管理体制が遅れていたアメリカでは連邦議会で永年にわたり公文書の適切な管理が提唱されてきた。自国史において重要な記録である公文書を残すことの意義について初めて協議の場が設けられたのは、1774年の第1回大陸会議に遡る。その後連邦議会で火災による重要文書の損失が問題視され、1810年には初の公文書館

10) 第1回から5回の『米国国立公文書館年報』はハチ・トラスト・デジタルライブラリーにて閲覧可能である。 <https://catalog.hathitrust.org/Record/102156294> (accessed August 21, 2022).

11) 『合衆国食糧庁記録群の予備インベントリ1917-1920年:本部機構パート1』はハチ・トラスト・デジタルライブラリーにて閲覧可能である。
<https://catalog.hathitrust.org/Record/011400229> (accessed August 21, 2022).

12) Almon R. Wright, "Food and Society: War-Time Archives of the U. S. Food Administration," *The American Scholar* 7, no. 2 (Spring 1938): 243-46.; Almon R. Wright, "Records of the Food Administration: New Field for Research," *The Public Opinion Quarterly* 3, no. 2 (April 1939): 278-84.

13) 坂口前掲書、112-13頁。「米国国立公文書館」の名称は同書を参考とした。

条例が制定された。しかしながら事態は改善されず19世紀の度重なる火災により重要文書が損失している。歴史家や愛国団体からの要請もあり1913年の連邦議会では、防火設備の整った国立のアーカイブ施設での公文書管理が提案されたが、第一次世界大戦によりその実現は見送られた¹⁴⁾。そのような過程を経て、1934年に国立公文書館法が成立し、同法を根拠として国立の専門施設である同公文書館での政府機関の非現用文書の適切な環境のもとでの集中管理が義務付けられるようになる。第1回の『公文書館年報』によると同公文書館は防火、防犯、害虫予防に対応した近代的な建物であり、記録の保管に適した適切な湿度、温度管理がなされているという¹⁵⁾。

国立公文書館法では、同公文書館のアーキビスト（同公文書館館長）の権限と職務について規定している。例えば同法の第3条では、館長は同公文書館での収蔵資料の管理（整理、保管、利用、撤収）に関する規則を策定する権限があることが明記されている。また、館長はその職責として全米歴史出版委員会の議長となること、連邦議会における図書館に関する委員会関係者や議会図書館、スミソニアン博物館関係者と共に成立する国立公文書館協議会で政府機関からの文書の移管についての規定を策定することが明記されている。また連邦議会に対して永久保存の価値や歴史的意義の観点から記録の廃棄について進言することが明記されている¹⁶⁾。

（2）同公文書館内部の組織と分類部の業務

ここでは、設立初期の同公文書館の内部組織について明らかにする。1934年10月に大統領の任命により初代館長に就任したのはR.D.W.コナーであり（第1回の『公文書館年報』の連邦議会宛てのメッセージでは自らを「合衆国アーキビスト」と署名している¹⁷⁾、同氏によりアシスタントとして幹部職員3名が任命されている¹⁸⁾。設立当初は国立公文書館法のもと、館長を筆頭とする幹部職員5名の下には専門部門、管理部門の部署が配置された。具体的には専門部門として文書の受入、修復・保存、分類、目録、調査研究、地図と図表、閲覧、研究、図書、動画と音声録音、国家の重要なアーカイブズのコレクションを扱う部署があり、また管理部門には購入と供給、人事と給与、会計と経理、写真の再生と研究、中央ファイルの部署が配置されていたということがわかる¹⁹⁾。

① 職員の採用

これらの職務を遂行するため、公文書や古文書の管理に関する学識と経験とをもつ人材の採用が急務になったが、設立当初の1934年にはアーキビストという専門職の明確な基準はなかったようである。同館設立当初は適性ある人材の確保と採用した人材の適正な部署への配置には

14) 米国国立公文書館の設立までの歴史については以下を引用した。The National Archives, *First Annual Report of the Archivist of the United States: For the Fiscal Year Ending June 30, 1935* (Washington D.C.: Government Printing Office, 1936), 1-5.

15) Ibid., 9.

16) Ibid., 9-12. 国立公文書館法における館長の権限や職責については同上書を引用した。

17) Ibid., vii. 「合衆国アーキビスト」とは米国国立公文書館の長を指し、現在でも大統領の任命と議会上院での承認が必要な連邦省庁における重要ポストであるという（仲本前掲書、205頁）。

18) Ibid., 12.

19) Ibid., 13.

試行錯誤を重ねていたようである。例えば、1934-35会計年度の第1回『公文書館年報』によると、連日送付される多数の応募書類を丁寧に読んで人数を限定し、そのなかから面接を行い厳正な審査のもと採用を行うため、1日当たり平均して200通の書類に目を通し、そのなかから1月当たり720人に面接を行い、さらにはその10分の1を精査したという²⁰⁾。約1万5千人の応募があった場合にも、同公文書館での職務遂行に必要である専門的なスキルと経験を満たした人材が見つからない場合もあったという（1935年6月末日時点の全職員数は42名であった）²¹⁾。

そのようななか、米国歴史学協会（American Historical Association）からの要請により同館設立に伴い米国アーキビスト協会（Society of American Archivists）が設立されたのは1936年のことであり、アーキビスト養成教育についてアメリカで大学のコースとして初めて導入されたのは1938年のコロンビア大学においてである²²⁾。続く1939年にワシントンD.C.のアメリカン大学大学院でも養成教育が始まり、国立公文書館の職員が多く受講したということだ²³⁾。1937-38会計年度の第4回『公文書館年報』によると1938年6月末日の職員数は319人であったが、同会計年度中に68名が専門学校や大学に通い職務の研鑽に努めていたということである²⁴⁾。

② 職員としてどのような人材が求められていたのか

ここでは、アーキビストの養成教育が検討される以前の同公文書館設立当初の1934年から1940年前後にかけて記録の管理を担当する職員として、どのような資質の人材が求められていたのか、また食糧庁文書の分類業務を担当した職員がどのような人材であったのか、『公文書館年報』と同時代のアーキビスト養成教育についての論文を一次史料として使用し分析する²⁵⁾。

アーキビストの主たる業務は、文書の評価・選別、収集、修復、保存、編成、記述、また政府機関の業務で使用しなくなった文書を政府と市民にとって行政、法律、歴史的に保存する価値があるかを基準とし判断することである²⁶⁾。アーキビストの養成教育については1936年にアーキビスト協会においてアーキビスト養成委員会が発足され、検討の場がもうけられるようになった。同委員会には国立公文書館長のコナーや大学教授、フーヴァー戦争ライブラリー館長が発足時の中心的なメンバーとして参画している²⁷⁾。

アメリカにおけるアーキビスト養成教育の内容は、主として同分野における蓄積が豊富であったヨーロッパの国々フランスの国立古文書学校をはじめイギリス、ドイツ、オーストリ

20) Ibid., 35-36.

21) Ibid., 20.

22) The National Archives, *Second Annual Report of the Archivist of the United States: For the Fiscal Year Ending June 30, 1936* (Washington D.C.: Government Printing Office, 1936), 33.; Solon J. Buck, "The Training of American Archivists," *The American Archivist* 4, no. 2 (April 1941): 87-88.; 坂口前掲書、116頁。

23) Buck, 88-89.

24) The National Archives, *Fourth Annual Report of the Archivist of the United States: For the Fiscal Year Ending June 30, 1938* (Washington D.C.: Government Printing Office, 1939), 4-5.

25) Samuel Flagg Bemis, "The Training of Archivists in the United States," *The American Archivist* 2, no. 3 (July 1939): 154-61.; Buck, 84-90.

26) Buck, 84.

27) Bemis, 154.

ア等の高等教育機関における教育一が参考とされた²⁸⁾。アメリカにおけるアーキビスト養成教育の場は大学や大学院であり、ヨーロッパに倣い法学よりも史的批評と古文書の読解といった歴史学が主たる専門分野として優先された²⁹⁾。習得すべき隣接分野の知識については、アメリカではヨーロッパのアーキビストのように外交、古文書、印章学、言語学、年代学の集中的な訓練を必須とはしていないが、それらを理解し説明可能であること、また歴史学全般、とりわけ自国や担当地域の歴史、担当する政府機関の歴史、社会科学と人文科学、自然科学に基づいた研究手法の習得、外交文書に關係する外交についての知識が必要とされた³⁰⁾。その他にも幅広い一般教養を背景として、自らが保管する文書に関する専門分野の知識——例えば労働局の文書を扱うには経済学、センサスの記録には統計学、裁判の記録には法律学——などといった知識が必要であったということだ³¹⁾。また、アーカイバル・エコノミーやアーカイブの管理といった知識の習得も必要とされた³²⁾。

アーキビストには扱う文書の重要度や学歴などによって2段階のクラスが設定されたという。同公文書館のアーキビストはグループ1の国家の重要文書を扱うアーキビストとして、高い水準が求められたということがわかる。例えば、大学において社会科学の幅広い知識を背景とした近代史、国際関係、アメリカ政治やアメリカの発展の歴史、フランス語・ドイツ語の読解能力、大学院では博士号取得のためのアメリカ史を主として外交、古文書学、ドイツ、フランス、オランダ、イギリスの文学、図書館の手法による分類・目録作成の手法、スペイン語、アーカイブの歴史、アーカイブの実践などの習得が必要とされた³³⁾。

これらアメリカでのアーキビスト養成教育の内容を鑑みると、同公文書館ではアーキビストの基準や資格の確立以前であった設立当初から、歴史学を専門分野として、社会科学や人文科学などの隣接分野も習得した大学卒以上もしくは、それに相当する専門性の高い人材を求めていたようである。例えば全職員数が1935年6月末日時点で42名から、1937-38会計年度の初めには職員数249人、1938年6月末日の時点では319人と増加するなか、管理部門の職務では実務能力が重視されるものの全体としては高学歴の者が大半を占め、学士が160名、修士が73名、博士が32名もいたという³⁴⁾。

一方で実務経験に関しては、アーカイバル・サイエンスに基づいた職務経験が必要とされ、インターンシップなどの研修制度も導入された³⁵⁾。図書館の司書とアーキビストの職務内容が共通している点は受け入れられた資料の整理であるが、両者が異なるのは物理的な面では司書は主として文献を扱い、それは表紙や目次、序文と本文の各章があるなど形態が統一されている一方で、公文書館で扱われる文書は形態が多様であり、そのため整理の作業がより複雑となり時間も要するということが挙げられる³⁶⁾。またアーキビストの職務は親機関の組織と各部署

28) Ibid., 154-57.

29) Ibid., 154, 158-60.

30) Buck, 85.

31) Ibid., 85-86.

32) Ibid.

33) Bemis, 159-61.

34) The National Archives, *First Annual Report of the Archivist of the United States*, 20; The National Archives, *Fourth Annual Report of the Archivist of the United States*, 4-5.

35) Buck, 84-85.

36) Ibid., 84.

の機能を理解し分類しながら文書と文書との関係を決定し、意味のある文書のかたまりを特定し、それを説明可能とすることであり、このことが司書の職務との大きな差異であると述べられている³⁷⁾。

アメリカのアーカイブズ理論と実践について論じられたリチャード・C・バーナーの研究によると、アーキビストという職種が確立される以前である同館の設立当初、人材として期待されたのは、恐慌により労働市場で余剰となった司書と史学専攻者であったという。しかしながら、これら人材が自らの経験や知識を活かして同公文書館で職務を遂行するには、オン・ザ・ジョブ・トレーニングを要したという³⁸⁾。

③ 分類部員の職務上の資質

ここまでの情報をまとめると、米国国立公文書館の職員である分類部員は、アーキビスト養成委員会の基準の「グループ1」に属する歴史学の博士号取得相当の専門性の習得を目指すものであることがわかる。そのことは分類部員の多くが学術誌に自身が担当した州の食糧庁の記録を使用した論文を執筆していること、また米国歴史学協会や米国アーキビスト協会の年會に出席するなど、積極的な学術活動をしていることから読み取ることができる³⁹⁾。分類部の人員構成は1935年5月入職の部長、ロスコー・R・ヒル1名に始まり、翌会計年度は3名のアシスタント分類担当者として1名のジュニア分類担当者の入職を経て、1940年前後には部長を除いて最大9名といった少人数で実務を行っていたことがわかる⁴⁰⁾。また司書とアーキビストの職務に差異はあるが、近しい職務の実務経験があることは重要な要素であったということがわかった。以上のことを鑑みると、分類部は、司書などアーキビストと近しい職務経験と歴史学の高度な専門性を有した、少数精鋭の専門家集団であったと考えられる。

（3）食糧庁の文書の受け入れ

『米国国立公文書館ガイド』によると、食糧庁は1917年8月に成立した食糧・燃料管理法を根拠とした連邦政府主導の戦時の食糧統制機関である。食糧庁長官にはフォーヴァーが就任し、本部はワシントンD.C.に設置された。また連邦政府の食糧庁の傘下には、各州にも食糧庁の支部と監督者、また、コロンビア特別区とアラスカ、ハワイ、プエルトリコにも食糧庁が置かれ、食糧の生産・貯蔵・流通・消費における管理（消費者には自発的な協力、業者には免許制によるもの）が行われた。また食糧庁から派生し独立した関連組織として、合衆国砂糖

37) Ibid.

38) Richard C. Berner, "Archival Education and Training, 1937 to the Present," in *Archival Theory and Practice in the United States: A Historical Analysis* (Seattle and London: University of Washington Press, 1983), 100-101.

39) The National Archives, "United States Food Administration, in *Guide to the Material in the National Archives* (Washington D.C.: Government Printing Office, 1940), 193.; The National Archives, *Third Annual Report of the Archivist of the United States*, 43-44.

40) The National Archives, *First Annual Report of the Archivist of the United States*, 28; The National Archives, *Second Annual Report of the Archivist of the United States*, 45; National Archives, *Preliminary Inventory of the Records of the United States Food Administration: Part I Headquarters Organization, 1917-1920* (Washington: National Archives and Records Service, 1943), iii-iv.

均等化委員会 (The United States Sugar Equalization Board) と食糧庁穀物公社 (The Food Administration Grain Corporation) がある⁴¹⁾。

食糧庁の文書は第一次世界大戦後、食糧庁の閉鎖とともに長官が退任し、業務の一部が食糧庁穀物公社に引き継がれ更には同委員会の業務終了とともにその長が退任した後、業務を継承した合衆国小麦ディレクター (The United States Wheat Director) が1927年に退任したが、それら食糧庁関係の組織内における文書の多くは商務省に移管された (ただし、フーヴァーに関する文書は大統領経験者であること、また公文書と私文書との区別が困難なものもあることから、スタンフォード大学のフーヴァー戦争・革命・平和研究所に移管されている。またカリフォルニア州の食糧庁に関する文書のなかにはカリフォルニア大学バークレー校のバンクロフト図書館に移管されたものもある)⁴²⁾。その後食糧庁の文書は、食糧庁から派生した組織である食糧庁穀物公社と合衆国砂糖均等化委員会の文書ともに政府機関の非現用文書の一つとして1936年に米国国立公文書館に移管され、受け入れられた⁴³⁾。第2回の『公文書館年報』によると、食糧庁と関連組織である食糧庁穀物公社と合衆国砂糖均等化委員会の文書とを合わせた受け入れ数量は、2万1999リニアフィート (1万7012立方フィート) であり、その数値は1917年から1920年という短期間に、食糧庁の組織内において大量の文書が作成されていたことを表すものである⁴⁴⁾。戦時政府機関として同時に受け入れられたのは全米戦時労働委員会の文書であるが、その数量が152リニアフィート (90立方フィート) であったことと⁴⁵⁾、また第4回の『公文書館年報』での受け入れ報告によると戦時燃料庁は1551立方フィート、戦時産業委員会、国防評議会、戦時広報委員会とを併せた文書量が2951立方フィートの受け入れ量であったことと比較しても、食糧庁の文書の受け入れ量が桁違いに多かったということがわかる⁴⁶⁾。そのような状況のなか、分類部の職員は部長1名を除いて部員数4名から9名という少人数により、食糧庁のおよそ2千40万点の文書の分類作業に多くの時間を費やすこととなった⁴⁷⁾。

小括

公文書などの重要文書の国による管理において、ヨーロッパの国々と比較し遅れをとっていたアメリカは国立公文書館法のもと、公文書の管理が法的に位置づけられた。そのようななか、公文書を管理する専門人材が必要となり、高等教育機関でのアーキビストの養成教育が検討され開始されるようになった。大量に受け入れられた食糧庁の文書の分類は、アーキビストという職種の確立の途上で、人材確保にも試行錯誤するなか少人数の分類部員によって始められることとなる。

41) The National Archives, "United States Food Administration", in *Guide to the Material in the National Archives*, 1940, 191-193. 食糧庁文書の受入や組織については同書を参考にした。同書は以下のデジタル図書館より閲覧可能である。

<https://catalog.hathitrust.org/Record/001596582> (accessed August 22, 2022).

42) Ibid., 192.

43) Ibid.

44) The National Archives, *Second Annual Report of the Archivist of the United States*, 13-14.

45) Ibid., 13.

46) The National Archives, *Fourth Annual Report of the Archivist of the United States*, 12-13.

47) The National Archives, *Second Annual Report of the Archivist of the United States*, 47-48.

2. 同公文書館における食糧庁の文書の整理

アーキビストという職種の明確な基準もないまま少人数の精鋭人材によって始められた分類部での大量の食糧庁文書の分類作業は、確立された同公文書館独自の手法が存在しない状態で試行錯誤のなか行われることとなった。本節では目録に代わる検索手段として『食糧庁本部の予備インベントリ』が採用されるまでの過程を追い、その編成・記述について明らかにする。

（1）模索される食糧庁文書の整理方法と検索手段としての『予備インベントリ』

同公文書館で政府機関から移管され、受け入れられた文書が記録として登録され、利用者の閲覧用に提供されるために優先して行われなければならない作業は文書の整理であり、大量に受け入れられた食糧庁の文書の分類は分類部、目録の作成は目録部の担当となった。アーカイブズ学においては文書の整理方法として出所原則、原秩序の尊重、フォンドの尊重の理論が採用されているが、設立当初の同公文書館においては文書の整理方法は確立されておらず、同公文書館独自の文書の分類手法の確立が喫緊の課題となっていた⁴⁸⁾。

文書の整理を担当した分類部において、はじめにすべきことは食糧庁の組織内の部署の職務の特定、文書が発生・保存された部署におけるシリーズの特定、シリーズの組織化と往復文書のスキームを使用したナンバリングであった⁴⁹⁾。また同公文書館での分類作業には図書館での分類手法に倣うべきところはあるが、図書館のように予め存在する分類項目に従って文書を分類するのではなく、独自の分類スキームを早期に開発し確立することが提唱されている⁵⁰⁾。

本稿の第1節第3項でも述べたように、食糧庁の文書は数量が膨大であった。分類・目録の業務の遂行を専門人材による限定された人数で行うには、多くの年月を要することが予測された⁵¹⁾。またニューディール政策や第二次世界大戦を背景として、政府機関からの文書の受入文書量は、文書受け入れの初年度である1936年度は別として、1942年度まで増加していったという⁵²⁾。そのような状況で文書の分類・目録作成を完璧かつアイテム・レベルに至るまで詳細に行おうとすると、長期の年月を要することになる。1940年3月1日に同公文書館内に設置された「国立公文書館所蔵資料の利用促進のための検索手段その他の手段を研究する」ための特別委員会（検索手段委員会）では利用者への資料の早期提供を優先して、分類・目録に代わる簡易な資料の検索手段を採用することが検討され簡略化された暫定的な検索手段として導入されたのが『予備インベントリ』である⁵³⁾。1941年以降、目録・分類の部門は廃止され、文書の整理作業はその替わりとなる部署が担当するようになる。このことにより、受け入れ文書の分類作業は、分類・目録部の専門職員が担当するのではなく、特定の政府機関を一つの部として、複数の部署の出身者が構成員として連携して作業を進めることとなった⁵⁴⁾。

48) The National Archives, *First Annual Report of the Archivist of the United States*, 21.

49) The National Archives, *Second Annual Report of the Archivist of the United States*, 47-48.

50) *Ibid.*, 47.

51) 坂口前掲書、125頁。

52) 同上書、171-73頁。

53) 同上書、130-34頁。

54) 同上書、130-31頁。: The National Archives, *Fifth Annual Report of the Archivist of the United States: For the Fiscal Year Ending June 30, 1939*, 41-43.

ただ食糧庁文書の分類作業に関しては他の文書より優先的に行われており、第3回の『公文書館年報』によると1937年6月末時点で約1万1千立方フィートの文書の分類が終了していたことがわかる⁵⁵⁾。また、1939年に学術誌に掲載された分類部のアーキビストの論文によると、食糧庁の文書の分類作業はおおむね完了し、約8000のシリーズが特定されていると述べられている⁵⁶⁾。

（2）『食糧庁本部の予備インベントリ』の概要

ここでは記録の閲覧希望者のための検索手段として出版された食糧庁本部発行の『予備インベントリ』の内容について明らかにする。

まず『予備インベントリ』とはどのようなものなのか簡単に説明する。前項で述べたように、第二次世界大戦下での組織づくりを目的として政府関係者の閲覧希望者が急増するなか、利用者への記録の早期提供が優先であると考えられるようになった。そこで1940年に同公文書館初の『米国立公文書館ガイド』が出版部より発行され、同公文書館で所蔵している全記録の概要について情報提供がなされた。それに続き、1940年代初頭には食糧庁の本部記録をはじめとする5つの戦時政府機関の記録の検索手段である『予備インベントリ』が発行され、同公文書館内にあるレコード・グループごとに分けられた政府機関ごとの記録について、より詳細なレベルまで情報提供がなされるようになった⁵⁷⁾。『予備インベントリ』は政府機関ごとにひとつの冊子となっており、組織の内部構造が各々に異なることから、序文と本文、また場合によっては附録があることを除いてその編成・記述内容も個々に異なっている⁵⁸⁾。

食糧庁の『予備インベントリ』として発行されたのは食糧庁本部の記録の検索手段として1943年に発行された三百数十頁から構成される『合衆国食糧庁記録群の予備インベントリ 1917-1920年：本部機構パート1』である。その内容は前書き、目次、序文、本文、索引で構成されている。本文では食糧庁に関する文献の紹介、同庁本部機構における四十数個存在した各部署の概要とその部署が扱っていた文書として分類された文書体をシリーズとしてリスト化している。

同公文書館館長による前書きでは、同書は「暫定的な」(preliminary)なインベントリであるが、記録の整理が終了した後は「最終的な」インベントリになるであろうと記されている。また同書は「暫定的な分類スキーム」の適用により、1940年までに閉鎖された分類部長のロスコー・R・ヒルほか9名の部員の貢献によるものであるとしながらも、責任者は新たな担当部署である「研究と記録の記述」(Research and Records Description)の長であると述べられている⁵⁹⁾。

序文には食糧庁の歴史と概要、関連する人物やその役割について記されている。例えば食糧庁の行った食糧政策についての記述があるが、食糧庁本部の四十数個ある部署が担当していた

55) The National Archives, *Third Annual Report of the Archivist of the United States*, 42-43.

56) Wright, "Records of the Food Administration: New Field for Research," 279.

57) 坂口前掲書、145頁。同書によると1940年代初頭に予備インベントリが刊行された戦時政府機関は、食糧庁本部の他に戦時産業委員会、国防評議会、戦時労働政策委員会、全国戦時労働委員会である。

58) 同上書、133-34頁。

59) National Archives, *Preliminary Inventory of the Records of the United States Food Administration*, iii-iv.

その政策には、大別すると食糧の消費者を対象とした自主的な協力を求めるものと、生産者や製造業者、流通業者を対象とした法的な強制力をもつものの2種類があり、食糧庁本部の部署の大部分は後者への取り締まりを目的とした性格のものであったということがわかる。例えば、同書の本文や目次によると食糧庁本部内の四十数個ある部署には農家や食肉などの生産者、缶詰、パンなどの製造業者、小売や卸、輸出入などの流通業者を管理する部署が見られる一方で消費者を対象とした部署は「家庭における保存部」(Home Conservation Division)、「教育部」(Educational Division)、「学校と単科大学部」(School and College Division)と少数である⁶⁰⁾。

消費者を対象とした「食糧保存プログラム」については新聞社や映画産業、教育機関や図書館、宗教団体、愛国団体を通じて自主的なプログラムへの協力が呼びかけられたものである。一方で生産者や製造業者、流通業者に対しては食糧・燃料管理法のもと、法的な強制力をもって対応する権限を有したものであり、具体的には①食糧政策に同意しない生産者、製造業者、販売業者に対しては反トラスト法違反とみなす権限②食糧の輸入や製造・貯蔵、食材の販売業者への許可に関する権限③特定の食材の売買に対する権限をもっていたことを明確にしている⁶¹⁾。

また食糧庁は他の戦時政府機関との協力関係があったこと、例えば海軍省とは軍隊の食糧供給、戦時貿易委員会とは食材の輸出入に関する情報提供、またとりわけ戦時鉄道庁とは食糧の輸送に関して密接な関係があったという記述も見られる⁶²⁾。

(3) 『食糧庁本部の予備インベントリ』による食糧庁記録

ここでは、食糧庁の文書が同公文書館での受け入れ後どのような手法により分類され記録として編成されたのか、『食糧庁本部の予備インベントリ』を一次史料としてその記録の階層構造を明らかにする。

前書きでは、予備インベントリの発行をもって同公文書館所蔵の記録は記録群（レコード・グループ）として登録されたと述べられている⁶³⁾。また同書がカバーする記録はワシントンD.C.にある食糧庁本部事務所とその関連組織の文書であり、州や地域の食糧庁の記録、食糧庁穀物公社、合衆国砂糖均等化委員会については扱っていないということがわかる⁶⁴⁾。

序文によると、同書で扱われた文書は食糧庁本部のもので、1918年の夏期に存在していた部署ごとに分類されたという。記録のロケーションを表すコード番号は、食糧庁本部内で使用されていたもので、この部署毎に付与されたコード番号は1Hから48H⁶⁵⁾までであり、そのうちのいくつかは欠番となっているということだ（例えば13Hは使用されておらず、7H、20H、27Hの文書は他の部署に割り当てられたが、それら部署ではみつからなかったという）。また40H、「免許の報告部」(License Report Division)の文書に関しては「免許部」(License Division)に

60) Ibid., v-viii.

61) Ibid., x.

62) Ibid., xii.

63) Ibid., iii. 1940年に刊行された『国立公文書館ガイド』では食糧庁文書の受け入れ番号 (Accession Number) として「4」が付与されている。The National Archives, "United States Food Administration," in *Guide to the Material in the National Archives*, 193.

64) National Archives, *Preliminary Inventory of the Records of the United States Food Administration*, iii.

65) 1 から48までの部署毎の数字の後の「H」についての説明は、同書において書かれていないが本部 (headquarter) を表すものと考えられる。

継承されている。1Hから48Hのコード番号は食糧庁本部のあるワシントンD.C.以外では使用されていなかったため、シカゴの砂糖配給委員会、ニューヨークの製粉部の文書には使用していない。コード番号500は食糧庁に吸収された食糧購入委員会に付与されたものである⁶⁶⁾。

同書の本文中の部署別の記述には、担当する業務内容とそこで扱われた記録、組織変更があった場合にはその経緯と文書を引き継いだ新たな部署の情報が記載されている。本節の第1項で述べた通り、同時代における同公文書館では、受け入れた文書の分類方法を模索中であり、記録の編成の手法が未確立の状態であった。そのような状況下であったが、同書での記録の編成・記述をみると親組織である食糧庁をフォンドとし、その下位にある組織内の部署（division）を維持したまま各部署内にある文書体も意味のあるかたまりとして尊重し、また文書体に含まれるファイルやフォルダの資料の順番も元の順番通りに維持する方針を採用していたことがわかる。以下が『予備インベントリ』における食糧庁本部文書の階層構造である。

◆RG 4：食糧庁の記録群に付与されたレコード・グループ番号

◆部署（division）：食糧庁内の四十数個の部署ごとに1から始まる番号を付与し、数字の後に「H」（本部を表すと考えられる）を付加したもの

◆課（section）：部署の下位に担当課がある場合にアルファベット（ABC順）を付与

◆シリーズ（series）：文書体ごとにアルファベット（ABC順）が付与され、ファイルのユニットごとに番号（数字順）を付与

なお、同インベントリには、アイテムレベル（個々の記録）の詳細についての記述はない。また、ここで使用されている「シリーズ」の定義について説明する。ここでのシリーズとは巻やフォルダなど、日付順や番号順にまとめられている文書体のことを指すものである。また文書体には意味のある一つのかたまりとしてまとめられたものもある。シリーズの記述欄には、題名、題名に更なる情報を付加し、その内容を限定するための語句、番号、日付、オリジナルか複写か、ファイリングの手法、アイテムの数量、リニア・インチ、シリーズに付与された番号やシンボルが記載される。そしてこれらの情報は一文で記入され、参考になる記録などの付加情報については二文目に記入されている⁶⁷⁾。

なお、以上の情報だけでは食糧庁の文書の分類がいかに行われているのかが理解しにくいため、以下に『食糧庁本部の予備インベントリ』における実物の記述を例示する⁶⁸⁾。

66) National Archives, *Preliminary Inventory of the Records of the United States Food Administration*, xv-xvi.

67) Ibid., xvi.

68) The National Archives, *Preliminary Inventory of the Records of the United States Food Administration*, 1. 図3は『食糧庁本部の予備インベントリ』における「食糧庁の記録群」の1頁より一部を転載したものである。

LEGAL DOCUMENTS of the USFA, pertaining to its establishment,
organization, and subsidiary agencies, Aug. 1917-Aug. 1920.
2 binders. 1H-A1

RULES AND REGULATIONS of the USFA, Aug. 1917-May 1919. 8 binders.
1H-A2

REPORTS on the food situation, legal opinions, and memoranda,
Aug. 1917-Oct. 1919. Arranged chronologically. 1 in. 1H-A3

POLICIES AND PLAN OF OPERATION, meat, Mar. 1918. 1 binder.
1H-A4

POLICIES AND PLAN OF OPERATION, perishables, Apr. 1918. 1 binder.
1H-A5

POLICIES AND PLAN OF OPERATION, sugar, May 1918. 1 binder.
1H-A6

図3 食糧庁長官事務所（コード番号：1H）のシリーズの記述の実例

第2回の『公文書館年報』によると、食糧庁本部事務所の文書は約7000立方フィートあり、同会計年度中には約3000あるシリーズの特定が終了していると述べられている⁶⁹⁾。

小括

分類作業に難航する過程で、閲覧希望者への早期提供の目的もあり、食糧庁の記録の目録に代わる暫定的な検索手段である『予備インベントリ』は採用された。本節では『食糧庁本部の予備インベントリ』を使用し、食糧庁本部の組織の概要と部署の役割、記録の編成・記述の手法、また記録の階層構造を明らかにした。

3. 食糧庁本部の記録群における食糧保存運動の記録

本節では、食糧庁本部事務所の記録の検索手段である『予備インベントリ』を使用し、同記録群において食糧保存運動を担当していた部署について特定する。また、編成・記述の具体例をあげ記録の階層構造を明らかにし、食糧庁本部事務所の記録においての食糧保存運動に関する記録の位置づけについて検討する。その上で食糧政策全体のなかで食糧保存運動とはどのような役割を果たしていたのか、また同運動の歴史的な意義について、分類部員による同時代の論文を通して検討する。

(1) 「家庭における保存部」と「学校と単科大学部」の記録

ここでは、食糧保存運動を扱っていた部署の変遷について明らかにする。『食糧庁本部の予備インベントリ』の記述内容によると、食糧庁本部で扱っていた食糧政策のなかで消費者に向けて食糧保存教育について担当していたはじめの部署は「家庭における保存部」⁷⁰⁾（部署を表すコード番号：5H）であった。同部署が設立された目的は食糧・燃料管理法成立に向けての世論形成のためであり、その業務は家庭での食糧の消費削減・保存のための広報を通じた教育活動を中心としていた（例えば、講演による食糧保存教育、食糧保存プログラムへの協力を食糧

69) The National Archives, *Second Annual Report of the Archivist of the United State*, 48.

70) National Archives, *Preliminary Inventory of the Records of the United States Food Administration*, 7-17.

庁長官に誓う「誓約カード」への署名が同部署での広報活動に該当する)⁷¹⁾。1917年8月の同法成立後は、食糧保存プログラムの業務には広報に加えて報道と広告の要素が加わりその業務を拡張することになった⁷²⁾。そのための組織変更により、「家庭における保存部」で行われていた大部分の業務は「学校と単科大学部」⁷³⁾ (コード番号:34H) に関する部署ならびに「教育部」⁷⁴⁾ (コード番号:12H) へと継承される。とりわけ教育部は1917年7月から12月までの間に、業務の規模が急激に拡大した部署である⁷⁵⁾。

① 家庭における保存部

ここではRG4 (食糧庁記録群) における「家庭における保存部」の記録について説明する。階層構造は以下の通りである。

- ◆RG 4 : 食糧庁の記録群に付与されたレコード・グループ番号
- ◆部署 (division) : 食糧庁本部「家庭における保存部」、コード番号は5H
- ◆課 (section) : AからCの3つの課がある
- ◆シリーズ (series) : 文書体ごとにアルファベット(ABC順)が付与され、ファイル・ユニットごとに番号(数字順)が付与

また、RG4における「家庭における保存部」(5H) の記録の階層構造の詳細は以下の表で示す⁷⁶⁾。

表1 RG4における「家庭における保存部」(5H) の記録の階層構造の詳細

	担当課	シリーズ (ABC順) と ファイル・ユニットの ナンバリング	ファイル・ユニット の数
家庭における 保存部 (5H)	A : 総合事務所	A1 ~ E6	55
	B : 講演者事務所	A1 ~ E6	34
	C : 誓約カードキャンペーン事務所	A1 ~ C14	22

以下は実際の同書における「誓約カードキャンペーン事務所」の記録のシリーズのリストである⁷⁷⁾。

71) Ibid., 7-8.

72) Ibid., 46.

73) Ibid., 152-54.

74) Ibid., 46-78.

75) Ibid., 46.

76) Ibid., 9-17. 表1は筆者が『食糧庁本部の予備インベントリ』の9-17頁をもとに作成したものである。

77) Ibid., 15. 図4は『食糧庁本部の予備インベントリ』の「家庭における保存部」15頁より一部を転載したものである。

Office of the Pledge Card Campaign

GENERAL CORRESPONDENCE, Sept. 1917-Jan. 1919. Arranged by person or subject in Library Bureau Automatic Index 40-division file. 119 in. 5HC-A1

CORRESPONDENCE of Thomas B. Reed while in Philadelphia, Oct.-Nov. 1917. Arranged chronologically. 1 in. 5HC-A2

REPORTS, LISTS, and other papers of H. J. Hill and C. O. Dusten, Aug.-Dec. 1917. Arranged by subject. 6 in. 5HC-B1

PUBLICITY MATERIAL, lists, and reports from State campaign headquarters, Sept.-Dec. 1917. Arranged by State or subject. 10 in. 5HC-B2

図4 「家庭における保存部」における誓約カードキャンペーン事務所のシリーズの記述の実例

上記の1行目の記録「5HC-A1」を例に、数字とアルファベットのもつ意味について以下に説明する。

- ◆5H（食糧庁本部「家庭における保存部」）
- ◆C（誓約カードキャンペーン事務所）
- ◆A（文書体のシリーズ）
- ◆1（Aのファイル・ユニットの1番目）

② 学校と単科大学部

次に、「家庭における保存部」における業務の一部を組織変更により継承した「学校と単科大学部」（コード番号：34H）の記録について説明する。階層構造は以下の通りである。

- ◆RG4：食糧庁の記録群に付与されたレコード・グループ番号
- ◆部署（division）：食糧庁本部「学校と単科大学部」、コード番号34H
- ◆シリーズ（series）：文書体ごとにアルファベット（ABC順）が付与され、ファイル・ユニットごとに番号（数字順）が付与

また、RG4における「学校と単科大学部」（34H）の記録の階層構造の詳細は以下の表で示す⁷⁸⁾。同部署の目的は、すべての教育機関の授業において食糧保存教育を推進することである⁷⁹⁾。

表2 RG4における「学校と単科大学部」（34H）の記録の階層構造の詳細

学校と単科大学部 (34H)	シリーズ（ABC順）と ファイル・ユニットの ナンバリング	ファイル・ユニット の数
	A1～C6	16

78) Ibid., 152-54. 表2は筆者が『食糧庁本部の予備インベントリ』のなかの「学校と単科大学部」の152-54頁をもとに作成したものである。

79) Ibid., 152.

以下は実際の同書における「学校と単科大学部」の記録のシリーズのリストである⁸⁰⁾。

CARD RECORD of number of outlines needed in food courses, colleges,
and normal schools, Feb.-Apr. 1918. Arranged alphabetically by
State. 14 in. 34H-C1

CARD RECORD of number of certificates needed and date of final exami-
nation for conservation courses. Arranged alphabetically by State.
4 in. 34H-C2

CARD RECORD of number enrolled in college food courses, Feb.-May 1918.
Arranged alphabetically by State. 3 in. 34H-C3

CARD RECORD of distribution of Food Guide to high-school principals,
Aug.-Nov. 1918. Arranged alphabetically by State, thereunder by
town. 44 in. 34H-C4

図5 「学校と単科大学部」におけるシリーズの記述の実例

上記の1行目の記録「34H-C1」を例に、数字とアルファベットのもつ意味について下記に説明する。

- ◆34H（食糧庁本部「学校と単科大学部」）
- ◆C（文書体のシリーズ）
- ◆1（Cのファイル・ユニットの1番目）

（2）「教育部」の記録

ここでは『予備インベントリ』の記述から業務の規模拡大に伴い「家庭における保存部」から新規に設立された「教育部」へと継承された記録の階層構造について明らかにする。食糧・燃料管理法の制定後、新聞・雑誌による報道に関する部署である「プレス部」が設立されたが、同部署は「教育部」と合併された。「家庭における保存部」から「教育部」へと継承された業務はその後さらに業務ごとに細分化され、各担当課であるイラストと看板課、図書館課、小売店課、農業新聞課、貿易と技術新聞課、雑誌と特集記事課、コピーデスク課、黒人新聞課において担当されることとなった⁸¹⁾。各課の具体的な業務内容についてであるが、「イラストと看板課」では、食糧保存の料理講習で使用する写真やスライドなどを提供、「図書館課」は食糧保存に関する書籍の配布、「広告課」は屋内と屋外での広告（ポスター、路面電車の掲示物、新聞・雑誌広告）、「雑誌と特集記事課」は女性誌や雑誌の女性欄向けに食糧保存のためのレシピや献立の提供、「黒人新聞課」は黒人向けの新聞、学校、映画館を通しての黒人向けの食糧保存教育を行っていたということがわかる⁸²⁾。RG4における「教育部」（12H）の階層構造は以下の通りである。

- ◆RG4：食糧庁の記録群に付与されたレコード・グループ番号
- ◆部署（division）：食糧庁本部「教育部」、コード番号は12H
- ◆課（section）：AからPの14課
- ◆シリーズ（series）：文書の形態ごとにアルファベット（ABC順）が付与され、ファイル・

80) Ibid., 153. 図5は『食糧庁本部の予備インベントリ』における「学校と単科大学部」153頁より一部を転載したものである。

81) Ibid., 46.

82) Ibid., 46-48.

ユニットごとに番号（数字順）が付与

教育部（コード番号：12H）の記録の階層構造と課ごとのシリーズ数は以下の通りである⁸³⁾。

表3 「教育部」(12H) における記録の階層構造の詳細

	担当課名	シリーズ（ABC順）と ファイル・ユニットの ナンバリング	ファイル・ユニット の数
教育部 (12H)	A：総合事務所	A1～J14	90
	B：州における支部	A1～D6	16
	C：イラストと看板課	A1～E1	36
	D：図書館課	A1～B2	3
	E：小売店課	A1～B6	12
	F：農業新聞課	A1～H5	30
	G：貿易と技術新聞課	A1～F2	22
	H：出版課	A1～F4	43
	J：新聞・雑誌切り抜き課	A1～B1	4
	K：広告課	A1～E3	38
	L：雑誌と特集記事課	A1～F4	19
	M：コピーデスク課	A1～E4	16
	N：黒人新聞課	A1～C2	9
	P：宗教新聞課	A1～B2	5

なお、実際の「広告課」のシリーズの記述は以下の通りである⁸⁴⁾。

PHOTOGRAPHS of USFA outdoor advertising displays. Arranged al-
phabeticly by State. 12 in. 12HK-B2

LISTS of locations donated for food conservation advertising
throughout the Nation with letters of transmittal from adver-
tising companies, Dec. 1918-Jan. 1919. Arranged chronologi-
cally by date of transmission. 5 in. 12HK-B3

STATEMENTS and bills for distribution of posters and signs by
advertising and printing firms, including lists and corre-
spondence, Oct. 1917-Dec. 1918. Arranged by subject. 16 in. 12HK-B4

図6 教育部・広告課におけるシリーズの記述の実例

上記の1行目の記録「12HK-B2」を例に、数字とアルファベットの持つ意味について以下に説明する。

- ◆12H（食糧庁本部「教育部」）
- ◆K（広告課）
- ◆B（文書体のシリーズ）
- ◆2（Bのファイル・ユニットの2番目）

83) Ibid., 49-78. 表3は筆者が『食糧庁本部の予備インベントリ』の「教育部」49-78頁のシリーズをもとに作成したものである。

84) Ibid., 72. 図6は『食糧庁本部の予備インベントリ』における「教育部・広告課」の72頁より一部を転載したものである。

(3) 分類部員は食糧保存運動をどのようにみていたのか

本節の第1項と2項では『食糧庁本部の予備インベントリ』を使用し、「家庭における保存部」、「学校と単科大学部」、「教育部」のシリーズの実例を挙げ、その編成・記述の概要と階層構造を明らかにした。ここでは、食糧庁本部文書の分類業務を担当した職員が、職務を通して食糧保存運動をどのようにみていたのか—食糧政策全体のなかで食糧保存運動のどのような側面に関心を寄せたのか、またそのなかでも女性を対象とした記録をアメリカにおける第一次世界大戦時の歴史のなかでどのように意味づけたのか、同時代に分類部員のアーモン・R・ライトにより執筆され学術誌に掲載された2つの論文を一次史料として分析する⁸⁵⁾。

① ライトの人物像

ライトは、同公文書館の設立後に分類部長としてヒルが就任した翌年度、最初に分類業務の担当者として採用された4名のうちの1名である⁸⁶⁾。また、『予備インベントリ』の完成時には同書の編成・記述を担当した9名のなかに名前が明記されていることから、食糧庁本部文書の分類業務には同公文書館での受け入れ当初から、『予備インベントリ』が完成するまでの期間を通して関わっていたと考えられる⁸⁷⁾。論文から、他の部員が食糧庁本部の傘下にあった諸州における食糧庁の文書を担当していたのに対し、ライトは食糧庁文書の分類業務の現場を統括するような役割であったとみられる。食糧庁本部文書の分類業務に関連する歴史的な資料の収集はライトが担当している⁸⁸⁾。また、分類部員として入職した1935-36会計年度に論文を執筆していること、その他にも分類業務を通じて学術論文を数本執筆していること、博士号取得者であることから、職務においての高度な専門知識と実務経験とを持つ人物であったことが推察される⁸⁹⁾。

② ライトは食糧庁の記録のどのような側面に関心をもちたのか

ライトは食糧庁の記録群を、食糧・燃料管理法に基づいた生産、製造、流通・販売における統制に関する記録という側面よりも“Food Will Win the War”という教義のもとアメリカの参戦を意味づけ、国内での意見を統一させるための世論形成がいかなる手法によって行われたのか、その具体例が記された記録として関心を寄せていたと考えられる。

1937年創刊の第一次世界大戦後の世論と情報のコントロールに関する研究のための学術誌である『パブリックオピニオン・クォーターリー』における1939年のライトによる論文では新聞・

85) Almon R. Wright, “Food and Society: War-Time Archives of the U. S. Food Administration,” *The American Scholar* 7, no. 2 (Spring 1938): 243-46; Almon R. Wright, “Records of the Food Administration: New Field for Research,” *The Public Opinion Quarterly* 3, no. 2 (April 1939): 278-84.

86) National Archives, *Second Annual Report of the Archivist of the United States*, 45.

87) National Archives, *Preliminary Inventory of the Records of the United States Food Administration*, iii-iv.

88) *Ibid.*, iv.

89) ライトに関する情報は以下を参考とした。National Archives, *Second Annual Report of the Archivist of the United States*, 84; National Archives, *Third Annual Report of the Archivist of the United States*, 43-44.; National Archives, *Preliminary Inventory of the Records of the United States Food Administration*, iv.

ポスターなどの印刷媒体、組織、学校教育、広報活動を通して行われた食糧保存のための大衆への教育について分析されている⁹⁰⁾。

例えば新聞を通じた食糧保存教育の記録として、食糧庁が行ったプレス・リリースに関する記録が多く存在することをとりあげ、食糧庁とプレスとの密接な関係について、またイギリスにおける食糧不足が実際よりも誇張されて報道されていたことなどが論じられている⁹¹⁾。また読者層によって記事を掲載する新聞を別にしていたことが論じられているが、これは食糧保存教育の効果を高めるために、読者層の関心に合わせた媒体を選択したことによるものである。例えば農業従事者と実業家では職業的な関心事が異なるため各々の業界向けの新聞を採用、また黒人には黒人新聞、移民には移民社会固有の外国語新聞が媒体として採用された⁹²⁾。

なお（英字による）新聞の読者でないと考えられていた層に対してはポスター、看板などが媒体として使用されたという⁹³⁾。その対象者としては新聞を読まない者も相当数存在するとみなされていた女性、英語の読解が困難であった移民等であったと考えられる。それらの視覚に訴える媒体を通じた広報は煽情的であり、食糧庁のバッジやボタンと共に人々の記憶に強く残るものであった⁹⁴⁾。例えば、図7のように、食糧保存を呼びかけるポスターのなかで飢餓に苦しむ母子の図案はしばしば使用されている⁹⁵⁾。ポスターを見たアメリカの大衆はフランスやベルギーの母子の窮状を思い、それら国々への支援に役立てるため食糧消費の削減につとめようと心動かされることもあったのではないか。



図7 食糧消費の削減を呼びかけるポスター

③ ライトは記録を通してアメリカ社会をどのようにみていたのか

一方でライトは、戦争を賛美する方向へとアメリカ国内の意見が統一されていく状況を懐疑的にみていたようである。それはイギリスによる海上封鎖により食糧輸入を停止され、飢餓に苦しむ敵国であるドイツの一般市民に食糧支援の手を差し伸べようとしないうこと、また戦争に関わる国々を善と悪との二項対立に単純化する戦時体制の社会に向けられたものではないだろうか。例えばライトは、ドイツ人を「冷酷なファン族」と表現する当時のアメリカ社会のあり方

90) 『パブリックオピニオン・クォーターリー』誌に関しては以下の事典から情報を得た。

International Encyclopedia of Propaganda, s.v. "Public Opinion Quarterly"

91) Wright, "Records of the Food Administration," 279.

92) *Ibid.*, 279-280.

93) *Ibid.*, 283.

94) Wright, "Food and Society," 243.

95) *Ibid.* 図7はウェブ上で公開されている米国国立公文書館のRG4における第一次世界大戦期ポスターである。U.S. Food Administration, Educational Division, Advertising Section, "Don't Waste Food While Others Starve!," in *World War I Posters, 1917-1919*, RG4, NARA, <https://catalog.archives.gov/id/512584> (accessed August 22, 2022).

を以下のように表現している。

「アメリカ人はある者たちを滅ぼす一方で、ある者たちを救うために“Food Will Win the War”と教育されたのである。」⁹⁶⁾

ライトはこのような戦争を賛美する世論が高まるなか、食糧保存運動に協力しない者は法的な処罰以上に厳しい社会的制裁を受けた事例をとりあげている。例えば食糧庁には食糧・燃料管理法の執行について担当する部署が設立され、生産者や製造、流通、販売業者には定期的なレポートが義務付けられた⁹⁷⁾。食品販売店は食糧庁による免許制となり、ルールと規制に違反する業者には、時には警察権力を通して取り締まりが行われた⁹⁸⁾。同法下で食糧法に違反した販売店には罰金500ドルと3日間の営業停止が課されたが、同時にその違反業者が赤十字に献金をしたことも新聞誌上で公表されたという⁹⁹⁾。罰金と営業停止、さらには献金というと違反した販売店にとって経済的な損失は少なくないはずである。だが販売店が最も恐れたのは、法を犯したことに対する処罰よりも食糧保存へ協力しなかったということで、世間から冷ややかな視線を浴びせられることであったという¹⁰⁰⁾。それは何年も続く可能性もある。店をしばらく閉めることとなった販売店は、窓に以下の文言の書かれたはり紙を掲示するよう求められた¹⁰¹⁾。

「私たちは食糧庁の規制に違反しましたが、これからは完全に従うことを誓います。」¹⁰²⁾

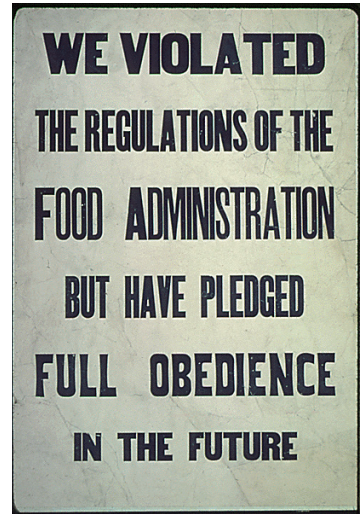


図8 販売店のはり紙

④ 記録からみえる家庭での食生活への影響

一方で地域における主婦に対しては、国防団体など組織を通して食糧保存運動への協力を誓う「誓約カード」への署名が求められた。また、食糧庁への協力を証明する「ウィンドウ・カード」が配布され、それは家の前窓に貼付された。これらはある者たちへは愛国心を高める効果があり、また他の者たちには個人の食に国家が介入することへの疑念と不安を抱かせる効果をもたらしたという¹⁰³⁾。そのほかにも地域の国防組織を通して行われた食糧保存のデモンストレーションに関する写真、食糧保存運動への協力を呼びかける屋内外における広告、映画、女

96) Wright, “Food and Society,” 243.

97) Wright, “Records of the Food Administration,” 284.

98) Ibid., 282

99) Ibid.

100) Ibid.

101) Ibid.

102) Ibid. 図8はウェブ上で公開されている米国国立公文書館のRG4における教育部の第一次世界大戦期ポスターである。U.S. Food Administration, Educational Division, Advertising Section, “We Violated the Regulations of the Food Administration but Have Pledged Full Obedience in the Future,” in *World War I Posters, 1917-1919*, RG4, NARA, <https://catalog.archives.gov/id/512528> (accessed August 22, 2022).

103) Wright, “Records of the Food Administration,” 283.

性雑誌の特集記事や料理書による代用食材を使用したパンやケーキのレシピ等、当時の人々の家庭での食生活に影響を及ぼした資料が記録として保存されていることがわかる。これらの記録は、食糧政策の記録のなかでは科学的な根拠や客観性を欠くという理由により、重要性が低いとみていた研究者も少なくはなかっただろう。だが、ライトはこれらの記録を、歴史を証明するために保存すべき記録のひとつとしてみていたと考えられる。それは日々の食材の消費行動に影響をもつのは家庭における女性であったからである。食糧庁のプロパガンダはあらゆる階層—女性にまで浸透するよう工夫がこらされており、主婦は「オレオ・マーガリンはバターのような味がする」、「コーヒーには砂糖をいれないほうがいい」と家族を説得することによって家庭内で特定の食材の消費を削減する役割を担ったと論じている¹⁰⁴⁾。

これら女性と食糧保存運動に関する記録は、食べ物という身近なものを通して戦争への協力が日々連呼され、戦争に勝つことこそがすべてであると「女・子ども」の日常に刷り込ませ、さらには家庭で食を通して男性の消費行動をコントロールするといった政府の意図を表すものではないだろうか。

⑤ 個別の記録と大きな歴史的事象との関連性

ライトは論文のなかで食糧庁の記録と関連のある歴史的な事象についても言及している。例えば食糧保存運動と女性参政権、また禁酒法との関係についてである。同時代は女性参政権の成立を巡り、家政や福祉などの分野において組織化された女性たちによる戦争協力が行われており、そのひとつが食を通じた協力である。ライトは論文のなかで女性たちが食糧保存運動による戦争協力が自らの集団である女性の地位の向上につながると考え、それが積極的に運動に関わることの動機となったこと、また戦争への貢献が社会で認知されたことが戦後、憲法修正19条である女性参政権の成立にも影響を与えたことに言及している¹⁰⁵⁾。記録のなかには同修正条項へとつながる貴重なデータ——例えば家政学者や女性ジャーナリスト、女性誌の編集者との往復文書——が存在すると述べられている¹⁰⁶⁾。また、禁酒法は最初の食糧保存政策の事例であるとしており、労働組合のリーダー、大臣、ビールの醸造業者、大学の学長による往復文書は禁酒法制定の過程を知るための重要な記録として注目している¹⁰⁷⁾。

小括

本節では食糧保存運動に関する記録である「家庭における保存部」、「学校と単科大学部」、「教育部」の編成・記述の概要と記録の階層構造を明らかにした。その上で分類を担当した職員が業務を通じて食糧庁の文書を扱うなか、食糧保存運動を歴史的にどのように意味づけていたのかを分析した。ライトが関心を寄せたのは食糧保存運動と世論形成との関係である。またライトは研究者が見落としがちである、女性と食糧保存運動との関係を物語る、一見すると些末な記録に対しても歴史的な価値を見出している。そこには女性参政権との関連といった大きな歴史的な文脈が背景にあるとみていたからである。また、残された記録を政府機関の関係者が参

104) Wright, "Food and Society," 244.

105) Wright, "Records of the Food Administration," 284.

106) Wright, "Food and Society," 244.

107) Ibid., 245.

考にすることで、その後の食糧政策に大きな影響を与えた可能性もあったのではないか。そのような意味でアーキビストの社会的な責任は大きいといえる。

おわりに

1934年に成立した国立公文書館法のもと、政府機関で扱われていた文書の国立公文書館での集中管理が義務付けられるようになり、非現用となった食糧庁の文書が同公文書館に移管された。受け入れられた文書を記録として編成・記述するための同公文書館独自の確立された分類方法が無いまま、ヨーロッパのアーカイブズや図書館の手法を参考に、少人数の高度な専門人材による分類・目録作りが同公文書館開設後の初期に分類部・目録部において1936年より行われた。

膨大な数量の食糧庁の文書の分類作業、目録作成を完全なものにするには多くの年月を要すると予測されるなか、記録の利用者への提供を優先に考えた結果、暫定的な検索手段として検索手段委員会によって考案されたのが目録の代替となる予備インベントリである。食糧庁の予備インベントリとして1943年に発行された『合衆国食糧庁記録群の予備インベントリ1917-1920年：本部機構パート1』における記録の編成・記述は、分類部の部員によるものであるが、同書の出版時には既に同部は閉鎖されており、同書の責任は検索手段委員会によって組織された別部署となっている。

「暫定的」な検索手段とされた『食糧庁本部の予備インベントリ』であったが、その内容を実際に見ると、記録の閲覧希望者にとっては記録の情報を十分に提供する内容である。例えば個々のアイテムについての記述は無いものの、アーカイブズ学に基づいた独自の文書の整理の手法が未確立の段階であるなか、適正な編成・記述が行われている。文書は食糧庁内の部署 (division) をレコード・グループに次ぐ階層として分類され (それはアーカイブズ学の理論上の「サブ・グループ」と位置付けられるものである)、その下位に各部署内における文書体としてシリーズ、またその下位にはファイル・ユニットが設定され、ナンバリングも行われている。それは、リチャード・C・バーナーの先行研究にみられるようなアメリカにおけるアーカイブズ理論の確立を待つまでもなく出所原則、原秩序の尊重、フォンドの尊重が行われていることから、同公文書館の分類部部員による高度な専門スキルの賜物であるといえる¹⁰⁸⁾。シリーズについての記述も記録の情報を簡潔に与えるものである。また同書には、記録群の背景としての知識、例えば食糧庁本部内の各部署の機能や、食糧庁が設立された歴史的なコンテクストについても記録の利用者にとって十分な情報が提供されている。

以上のように、同公文書館での食糧庁の記録を事例に文書の受け入れから記録の閲覧希望者への提供までの記録の管理の過程を、分類 (classification) 業務を中心として追い、その過程で作成された検索手段として『食糧庁本部の予備インベントリ』の実物を見ることで、坂口によるアーカイブズ学の高度な専門性とは異なる視点から、また筆者の研究対象である「食糧保存運動」に引きつけて食糧庁記録群について知ることが可能となった。例えば、食糧庁本部の

108) Berner, "Public Archives and Historical Manuscripts, 1936-55," in *Archival Theory and Practice in the United States: A Historical Analysis*, 24-46.

記録のなかでも、消費者向けに食糧消費削減を目的とした教育を行う「食糧保存運動」に関する記録は、生産者、製造業者、販売業者に関する記録と比較して少ないことから、戦時の食糧政策の主な課題はそれらに対する国家による取り締まりであったということがわかった。一方で食糧庁文書の受け入れ当初から『食糧庁本部の予備インベントリ』の完成まで、一貫して分類業務に関わり、現場を主導した分類部員のライトが分析したように、「食糧保存運動」の主たる目的が女性を対象とした消費者向けの教育というよりも、戦時における報道、広報、広告を通じての世論形成のためのプロパガンダであったということがわかったことは今後の筆者の研究の指針となる重要な点である。

本稿では、予備インベントリの発行以降、食糧庁記録群がどのような基準で評価選別され、今日残されている同記録群へとつながっていったのかについては研究対象には入れていない。このことに関しての記録の管理の歴史についても今後調べ、予備インベントリの作成時点と現在の同記録群の保存状況について比較・検討したい。また、本研究で得た同公文書館と食糧庁の記録群についての知識をもとに仲本による実践的な公文書館訪問ガイドを参考に、現地での史料収集を行いたいと考えている。

謝辞

本稿は2021年度アーカイブズ・カレッジ（長期コース）修了論文「米国国立公文書館における第一次世界大戦時食糧庁の記録群—銃後の「食糧保存運動」記録の管理の歴史をたどる—」に大幅に加筆し、また必要に応じ修正を加えたものです。コロナ禍で史資料の入手が困難ななか、ウェブ上で入手可能なアメリカのデジタル史料と、その基盤となる歴史ある記録の管理制度があってこそ本稿の執筆が可能となりました。本稿の執筆については論文ゼミでご指導いただきました藤實久美子教授をはじめとした国文学研究資料館の先生方、職員の皆様、またzoomでご一緒した受講生の皆様に厚く御礼申し上げます。所属大学院の貴堂嘉之教授、中野聡教授、両ゼミ生の皆様にはゼミを通して貴重なコメントをいただきましたことを感謝いたします。また同大学院の食をテーマにした研究の勉強会の赤嶺淳教授、食に関する文献を紹介して下さった武蔵野美術大学の小澤智子教授に日頃の感謝の意を表します。